

面接授業の受講に対して基礎疾患等の不安を有する学生の対応（Q&A）

【学生】

- Q. 過去に基礎疾患にあたる病気で長期間治療していましたが、現在は安定し、通院する予定はありません。ただ、また悪くなる可能性もあるので、通学と面接授業に不安があります。この場合は申請できますか。
- A. 「その他の理由」に詳しく書いて申請してください。学校医の意見を踏まえて判断しますので、保健管理センターより電話等で状況を確認することがあります。
- Q. 自分の病気が基礎疾患に該当するかよくわかりません。
- A. 基礎疾患に該当する病名は非常に多く、すべてを記載することはできません。主治医にご相談ください。
- Q. 本人または同居人の基礎疾患や年齢を証明する書類は必要ですか。
- A. 必要ありません。申請書に記載の内容で判断します。
- Q. 通学時間が長時間になるとはどのくらいですか。
- A. 片道2時間以上を想定しています。2時間以内で通学に際し特別な事情がある場合は申請書の「その他の理由」に記入してください。
- Q. 「その他の理由」に記入できるものは、どのようなものですか。
- A. コロナウイルス感染への不安があることで、面接授業を受講できない理由を記入できます。学生個々の事情を勘案して、許可の有無を判断しますので、できるだけ詳しく記入してください。また記入された内容について、電話等で事情を確認することがありますので、あらかじめご了承ください。
- Q. 申請書が許可された場合であっても、一部の面接授業を受講できますか。
- A. 受講できません。申請が許可された場合は、すべて遠隔授業を受講してください。
- Q. 申請書が許可された後、状況が改善された場合、面接授業を受講できますか。
- A. 受講できます。但し、面接授業に変更を希望する場合は、各キャンパス教務課に申し出たうえで、各授業担当者へご自身で連絡してください。その場合、面接授業は全て面接で受講してください。
- Q. 自分の履修する授業が遠隔か面接かわからない場合、どうすればよいですか。
- A. 授業の運営形態（遠隔か面接）によるのではなく、ご自身の状況により事前に申請するか判断してください。
- Q. 申請の許可は、いつどのようにわかりますか。
- A. 申請書の到着後1週間～10日を目途にjindaiメールにてお知らせします。

- Q. 申請が許可された場合、どのように授業担当者に連絡をするのでしょうか。
- A. 許可された学生には、教務課より授業担当者宛の文書がメールが届きますので、学生ご本人が各授業担当者へメールで連絡してください。その際は、授業担当者が確実にメールを受信されたか確認してください。

- Q. 授業担当者のメールアドレスはどこで確認できますか。
- A. Webst@tion → 神奈川大学 遠隔授業サポートサイト → JINDAI メールアドレス/レスキューポイント一覧表で確認できます。

- Q. 新型コロナウイルスに感染しましたが無症状と診断されました。面接授業に参加できませんが申請できますか。
- A. 申請できません。感染症（インフルエンザ等）と同様の扱いとなりますので別途教務課へ連絡してください。

- Q. 授業の対応について具体的に教えてください。
- A. 授業担当者により、それぞれの授業での対応は異なりますが、面接授業の録画(オンデマンド)配信や Zoom などのツールを使って面接授業にオンタイムで参加する、授業内容の資料提示等の方法を検討しています。ただし、一部の実験・実習科目、演習科目では対応できない場合もありますのでご了承ください。

【留学生】

- Q. ビザが発給されていないので、新学期に間に合うように入国できないかもしれません。この場合、授業配慮を申請できますか。また、どこに相談すればよいですか。
- A. 申請できます。詳細は、「日本へ入国できない留学生への対応(Q&A)」を参照してください。その上でご不明な点は、国際センターに相談してください。